

## 議案第 1 1 号

藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 9 年 3 月 1 日提出

**平成 2 9 年 3 月 1 日可決**

藤岡市長 新 井 利 明

藤岡市条例第 号

藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第 1 項中「センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」を「別表第 2 に規定する使用料（第 5 条第 1 項の規定によりセンターの管理を指定管理者が行う場合は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。））」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用料金を」を「利用料金は、」に改め、同条第 3 項中「前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合」を「利用料金」に、「に定める金額」を「に規定する額」に改める。

第 9 条の見出し中「利用料金」を「使用料等」に改め、同条第 1 項中「利用料金」を「使用料」に改める。

第 1 0 条の見出し中「利用料金」を「使用料等」に改め、同条第 1 項中「利用料金」を「使用料又は利用料金」に改め、同条第 2 項を削る。

別表第 2 中「利用料金」を「使用料」に改め、「藤岡市行政区設置条例」の次に「（昭和 2 9 年条例第 1 2 号）第 2 条」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。